

動物実験に関する検証結果報告書

(国立研究開発法人理化学研究所)

動物実験検証委員会

2022年3月

2022年3月1日

国立研究開発法人理化学研究所
理事長 松本 紘 殿

動物実験検証委員会
委員長 三浦 竜一

2022年1月25日に第3回動物実験検証委員会を開催し、国立研究開発法人理化学研究所における動物実験実施状況等に係る自己点検・評価について検証を行いましたので、結果を下記のとおり報告します。

記

検証の総評

理化学研究所は、5つの事業所（和光、筑波、横浜、神戸、播磨）にて動物実験を実施し、播磨を除く事業所に動物実験審査委員会を設置する。文部科学省の「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（以下「基本指針」という。）」と環境省の「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（以下「飼養保管基準」という。）」に適合した動物実験実施規程等が制定され、その下で適正な動物実験の実施と実験動物の飼養保管に必要な体制が整備されていることと、適正な実施状況にあることを確認した。特に模範的な実施体制と実施状況を達成する研究機関として、今後も国内外の先進的な取り組みを取り入れ、日本における自然科学研究の先導的な役割を担うことを期待したい。

検証結果

I. 規程及び体制等の整備状況

1. 機関内規程

- 基本指針に適合する機関内規程が定められている。
- 機関内規程は定められているが、一部に改善すべき点がある。
- 機関内規程が定められていない。

妥当性・意見等

「動物実験実施規程」、「動物実験協議会細則」及び「動物実験審査委員会細則」は、文部科学省の基本指針と環境省の飼養保管基準に則り制定されている。その中で理事長の責務を5つの事業所の所長に委任し、所長は動物実験監督者と動物実験審査委員会を中心として各事業所の活動を行う。また、理事長は動物実験協議会を諮問機関として設置し、研究所全体の把握と事業所間での整合が取れる体制を整備している。よって、基本指針に適合する機関内規程が定められている、と判断した。

2. 動物実験委員会

- 基本指針に適合する動物実験委員会が置かれている。
- 動物実験委員会は設置されているが、一部に改善すべき点がある。
- 動物実験委員会は設置されていない。

妥当性・意見等

4つの事業所に設置された動物実験審査委員会は、基本指針にある3つのカテゴリーの委員を選任することが「動物実験審査委員会細則」で定められ、実際の構成も研究所外に所属する委員複数名を含めるとともに委員長に選任されることもあり、審査の公平性・客観性がより確保されている。また、研究所全体における動物実験、実験動物及び施設に関わる重要事項を調査し審議する「動物実験協議会」を設置し、各事業所の動物実験監督者及び動物実験審査委員、その他研究所内外の有識者等により、毎年自己点検・評価等の活動が行われている。よって、基本指針に適合する動物実験委員会が置かれている、と判断した。

3. 動物実験の実施体制

- 基本指針に適合し、動物実験の実施体制が定められている。
- 動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。
- 動物実験の実施体制が定められていない。

妥当性・意見等

動物実験の実施状況と実験動物の飼養保管状況の監督を兼ねた動物実験監督者を定め、各事業所で選任している点は他では見られない特筆すべき取り組みである。動物実験の実施及び施設

設置のための研究所共通の各種様式があり、必要とする項目が網羅されてある。また、動物実験計画書では事業所により項目の追加等の独自の改良が認められた。よって、基本指針に適合し、動物実験の実施体制が定められている、と判断した。

4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

- 該当する動物実験の実施体制が定められている。
- 該当する動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。
- 該当する動物実験の実施体制が定められていない。
- 該当する動物実験は、行われていない。

妥当性・意見等

「遺伝子組換え実験実施安全管理規程」、「微生物等取扱規程」、「麻薬及び向精神薬取扱規程」、「毒物劇物取扱規程」、各事業所等の「放射線障害予防規程」等が制定され、対象とする取り組みや実験を審査する委員会も設置されている。また、一部の事業所では、月めくりカレンダー様の「危機対応マニュアル」を配布して実験室や飼育室に掲示させ、緊急時に迅速に対応できるよう工夫が認められた。よって、該当する動物実験の実施体制が定められている、と判断した。

5. 実験動物の飼養保管の体制

- 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

妥当性・意見等

4 2 か所ある動物飼育施設すべてで動物施設飼育管理者が選任されている。また、施設あるいは事業所に応じた施設利用マニュアルや飼育管理マニュアルとともに、動物実験や飼養保管、運搬等に伴う事故や地震、火災、逃亡等に対応する緊急時対応マニュアルが整備されている。よって、基本指針と飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である、と判断した。

6. その他（動物実験の実施体制において、特記すべき取り組み及びその点検・評価結果）

動物実験従事者及び飼育技術者の登録制が導入され、一時的な実験従事であっても教育講習等の必要事項を義務付けている。

II. 実施状況

1. 動物実験委員会

- 基本指針に適合し、適正に機能している。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

妥当性・意見等

事業所毎に設置された動物実験審査委員会は、各事業所の動物実験計画書の審査を行うとともに実施状況を把握できている（播磨地区については、和光事業所の審査委員会が所管）。また、事業所間で審査基準等に格差が生じないように、動物実験協議会の情報を委員が各事業所に持ち帰り、動物実験審査委員会で共有することで解決している。よって、基本指針に適合し、適正に機能している、と判断した。所属する研究者が主たる研究者として共同研究機関や外部機関へ委託する動物実験を実施する場合も、把握に努められたい。

2. 動物実験の実施状況

- 基本指針に適合し、適正に動物実験が実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

妥当性・意見等

承認された動物実験計画書は308件で、そのうち83件は委員会による指導助言による修正等の上で承認としている。また、報告書は動物実験審査委員会においてすべて適正に実施されたと評価されている。よって、基本指針に適合し、適正に動物実験が実施されている、と判断した。

3. 安全管理に注意を要する動物実験の実施状況

- 該当する動物実験が適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。
- 該当する動物実験は行われていない。

妥当性・意見等

遺伝子組換え動物を使用する動物実験や病原体、化学物質を使用する動物実験等は適正に行われ、重大な事故等の発生も確認されていない。よって、該当する動物実験が適正に実施されている、と判断した。

4. 実験動物の飼養保管状況

- 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。

- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

妥当性・意見等

マウス・ラットが大半であるが、unks、ハムスター、フェレット、マーモセット等の多くの動物種が、それぞれのマニュアル等に基づき専任の飼育技術者等により、良好な状態に飼養保管されている。動物種に応じた微生物モニタリングや健康状態の把握が定期的に行われている。よって、基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に実施されている、と判断した。

5. 施設等の維持管理の状況

- 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

妥当性・意見等

作業衣やネズミ返し等の写真と具体的な状況の説明がある飼養施設点検結果報告書を提出させて、すべての動物飼育施設の状況を把握するとともに、動物実験審査委員会は定期的に実地点検を実施して、適正な施設等の維持管理がなされているかを確認している。実際に施設の視察により、衛生的で適切な温湿度管理がなされていることを確認した。よって、基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に実施されている、と判断した。

6. 教育訓練の実施状況

- 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

妥当性・意見等

実験従事者及び飼育技術者に対して毎年教育訓練を必修とし、本年度は1650名がオンライン講習を中心として参加している。教育教材には動物福祉や安全確保を含めた適正な動物実験と飼養保管の実施に必要な項目があり、一部の事業所では独自の内容も追加している。国内外の他機関の研究者が短期的に動物実験を実施する場合であっても、適切な教育訓練の受講を義務付けている。よって、基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に実施されている、と判断した。

7. 自己点検・評価、情報公開

- 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

妥当性・意見等

基本指針が制定されて以降、平成19年度分から自己点検評価を実施し、外部検証も3回目となる。それらの報告書だけでなく、具体的な動物実験の実施状況、動物実験計画書、施設数、教育訓練等も含めて当初からHP上で情報公開を行っている。よって、基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に実施されている、と判断した。

8. その他（動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果）

新型コロナウイルス感染症の流行下において、感染拡大防止のための出勤者数の削減と適正な実験動物の飼養保管が両立されるよう取り組んでいる。

以上

第3回 国立研究開発法人理化学研究所 動物実験検証委員会

日時：2022年1月25日（火） 13:00～16:00

場所：理化学研究所 和光地区 本部棟2F 大会議室及びオンライン会議システム

議事：

1. 開会挨拶
2. 委員紹介
3. 委員長選出
4. 第2回動物実験検証委員会 検証結果の確認と対応
5. 理化学研究所における自己点検・評価について
(飼育施設の確認)
6. 委員による討議
7. 総括
8. 閉会挨拶

第3回動物実験検証委員会 委員名簿

の じま く み え 内閣府政策統括官（原子力防災担当）付
野 島 久美恵 参事官（企画・国際担当）付
参事官補佐

はな き けん いち
花 木 賢 一 国立感染症研究所 安全実験管理部 部長

み うら りゅう いち
三 浦 竜 一 東京大学 ライフサイエンス研究倫理支援室 教授

み よし いち ろう
三 好 一 郎 東北大学大学院医学系研究科 教授

○動物実験検証委員会運営規則

平成24年2月8日

動物実験検証委員会

改正 平成29年2月6日

(趣旨)

第1条 この規則は、「動物実験検証委員会の設置について」(平成23年通達第46号。以下「通達」という。)第9条に基づき、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 動物実験検証委員会(以下「検証委員会」という。)は、通達第2条に基づき、国立研究開発法人理化学研究所における動物実験に関する自己点検・評価の結果について検証する。

(検証方法)

第3条 検証は、検証委員会を開催の上行う。

2 欠席が見込まれている委員は、事前に検証事項に関わる意見を委員長に文書で提出することができる。

(検証結果の通知)

第4条 委員長は、検証終了後速やかに検証の内容について、文書を作成し、理事長に検証結果を報告する。

(公開に関する事項)

第5条 委員会の組織に関する事項及び議事内容は、原則として公開とする。ただし、研究の独創性及び知的財産等の保護に支障が生じる恐れのある部分は、委員会の決定により非公開とすることができる。

(守秘義務)

第6条 委員長及び委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を辞した後も同様である。

(その他)

第7条 本規則に定めるほかに、検証を行うにあたって生じる必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成24年2月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年2月6日から施行する。